国分寺市東京都主任介護支援専門員研修受講者推薦要領

（趣旨）

第１　この要領は、東京都（以下「都」という。）が東京都主任介護支援専門員研修事業実施要綱（平成18年８月22日付18福保高介第373号。以下「要綱」という。）に基づき行う東京都主任介護支援専門員研修（以下「研修」という。）について国分寺市（以下「市」という。）が受講者の推薦をすることに関し、福祉部高齢福祉課（以下「事務局」という。）において事務を処理するに当たり必要な事項を定めるものとする。

（推薦申込方法）

第２　研修の受講要件を満たし、研修受講の推薦を受けようとするもの（以下「研修希望者」という。）は、東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課長が定める受付期間内に、事務局へ次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 研修受講申込書及び添付書類

(2) 受講生推薦依頼書及び同意書（様式１）

(3) 国分寺市研修推薦依頼書（様式２）

（推薦基準）

第３　次に掲げる要件及び総合的な活動状況等に基づき市長が認めた者を都へ推薦する。

(1)　必須要件

①　事業所の要件（事業所の適格性の確認）

ア 事業所の実地検査（都、保険者の実施指導等）の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること。

イ 集団指導に参加していること。

②　受講を希望する介護支援専門員の要件

ア 都内の地域包括支援センター又は関係機関と連携し、虐待など困難事例等のケアマネジメントを担当したことがあること。

イ 市、国分寺市介護保険ケアマネジャー連絡会等、都内の区市町村又は地域包括支援センター等が主催する研修会、事例検討会、ネットワーク作りのための情報交換会、地域ケア会議等、参加可能な会のうち、年４回以上出席する等、積極的に参加していること。

ウ 当該研修了後、引き続き市内で働く予定があること。

なお、他道府県から登録移転（転入）をした者は、規定中の「都内」とあるのは「登録移転前道府県内」と読み替えるものとする。

(2)　任意推奨要件

①　国分寺市での実務経験がおおむね２年以上あること。

②　国分寺市介護保険ケアマネジャー連絡会等に登録し、過去２年間における所属部会議の出席状況が３分の２以上あること。

③　地域包括支援センターより、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の委託を受け、介護予防ケアプランを作成していること。

④　勤務する事業所において、一定以上の実務経験年数があり、かつ指導的な立場（役職）にあること。

⑤　その他地域における介護支援専門員に対する活動について考慮すべき点があること。

（審査）

第４　事務局は、第２で書類を提出した研修希望者と面接を行い、推薦を受けようとする者の考え方や資質等を十分に確認し、審査するものとする。

２　事務局は、要綱３(4)イの推薦に当たっては、第３の規定に基づき、審査するものとする。また、審査に当たっては、研修推薦基準チェックシート（様式３）を使用する。

（推薦者の決定）

第５　事務局は、第４の規定による審査を行い、推薦順位をつけ推薦者を決定する。

（研修修了後の協力等）

第６　市は、市の推薦を受けて研修を修了し、名簿登録された者（以下「研修修了者」という。）に対し、次に掲げる事項を要請するものとする。

(1) 市が行う事業に派遣依頼があった場合に協力すること。

(2) 市、地域包括支援センター等からの支援困難事例の受入れに積極的に取り組むこと。

(3) 地域貢献、他の事業所の介護支援専門員に対する指導・助言等の役割を担うこと。

(4) 勤務先を変更、又は退職するときは、事務局までその旨連絡すること。

２　研修修了者は、国分寺地域包括支援センター及び国分寺市介護保険ケアマネジャー連絡会等への情報提供に同意するものとする。

（情報の非開示）

第７　この要領による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都福祉保健局に提出する場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。

（庶務）

第８　この要領に基づく事務は、事務局において処理する。

附則

この要領は、福祉保健部長決裁の日から施行する。

附則

この要領は、福祉保健部長決裁の日から施行する。

　　附則

この要領は、福祉部長決裁の日から施行する。

　附則

この要領は、福祉部長決裁の日から施行する。

附則

この要領は、福祉部長決裁の日から施行する。